

令和2年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会

日時 令和2年10月28日(水) 13:00~16:00

場所 東奥日報新町ビル3階 New'sホール催事場A、B、E

(司会)

本日の司会進行を務めさせていただきます企画調整課長の奈良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の前に事務局の方から資料の確認をさせていただきたいと思います。

(事務局)

それでは、資料の確認をさせていただきます。事務局の角田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、先般書面にて開催させていただきました第1回委員会の資料、緑色のファイルですが、お持ちいただいていますでしょうか。

もう1つ、事前にお送りした公共事業事後評価に関する資料についてもお持ちいただいていますでしょうか。もし、お持ちいただけていなければ、こちらの方で御用意いたしますので、お知らせください。

次に、本日お配りする資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が次第でございます。2枚目が委員の皆様の名簿。3枚目が席図。4枚目が配付資料一覧になっております。

本日の配付資料につきましては、資料1が「令和2年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会(書面会議)に係る書面議決の結果及び委員長職務代理者指名の結果」というペーパーが1枚、次に、資料2、資料3、資料4、資料5まであります。

最後ですが、既に送付済みの資料の差替として、「公共事業事後評価選定候補調書」(R3-2)をお配りしております。

差替資料につきましては、議事の中で、その内容等を担当課の方から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対応のため、受付で検温と手指の消毒、それから、県側の出席者数につきましても、必要最小限ということで、昨年度比で4割減の人数としており、隣の方との間隔を十分空けるということで、1テーブルで1人というような設置になっております。

また、室内の換気ということで、扉を開けたままで会議を進めさせていただきますので、御了承ください。

もう1つ、御注意いただきたいのですが、本日、マスクの着用をお願いしておりますが、御発言の際もマスクを着用したままで御審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

(司会)

それでは、ただ今から「令和2年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、企画政策部次長の平松より御挨拶を申し上げます。

(平松企画政策部次長)

自席からの御挨拶になりますけれどもお許しください。

企画政策部の次長、平松と申します。

本日は、御多忙の中、それからまさにコロナ禍の最中で、影響がまだ続いている中でございますけれども、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、事務局の方からも御連絡いたしました。コロナ感染対策につきましては、万全を期した形で行わせていただきます。

換気につきましても、このビルそのものが常時換気システムを作動しているということでございますので、併せてお伝えいたします。

委員の皆様には、県行政の推進にあたり、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当委員会は、任期満了に伴いまして、昨年度末に委員改選しており、本年4月から令和4年3月までの2年間、第12期委員会として10名の委員の皆様にご審議いただくことになっております。

今年度の第1回の委員会につきましては、書面により開催させていただいたところですが、委員の皆様には、限られた時間の中で再評価対象事業について御審議をいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

さて、本県の社会資本の整備は、まだ十分とは言えない状況にあります。本年7月に九州地方を中心に広い範囲で被害が相次いだ豪雨災害をはじめ、近年、甚大な被害をもたらす自然災害が全国的に発生している状況を踏まえ、県民が安全に、そして安心して暮らせる、災害に強い青森県づくりを進め、県内各地域の更なる発展を遂げていくためにも、今後、着実に公共事業を実施し、社会資本の整備を推進していくことが必要と考えております。

一方で、限りある予算の中で公共事業を実施していくためには、選択と重点化及び財源の有効活用に努めるのは勿論のことですが、県民の皆様から十分な御理解をいただけるように、委員の皆様から御意見をいただきながら、公共事業再評価及び事後評価を厳格に実施するとともに、その検証過程を広く積極的に公開いたしまして、県民の皆様への説明責任を果たしていく、これが何よりも重要と認識しております。

本日は、委員の皆様におかれましては、公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けまして御審議いただけますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

本日は、よろしく申し上げます。

(司会)

本日は、委員改選後、初めての対面による会議でございますので、恐縮ですが、司会の方から委員の皆様と県側の出席者を御紹介させていただきます。

まず、委員の皆様から名簿順に御紹介いたします。

阿波委員長です。

先の書面会議によりまして、委員長に選任されてございます。前期に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、樺委員でございます。

高松委員でございます。

南委員でございます。

森淳委員でございます。

森洋委員でございます。

なお、本日の会議でございますが、石田委員、内海委員、大橋委員、渡辺委員は、所用により欠席されてございます。

続きまして、県側の出席者を御紹介いたします。

まず、企画政策部でございますが、ただ今、御挨拶申し上げました平松次長です。

続きまして、農林水産部でございます。

石澤次長です。

比内林政課長です。

増岡農村整備課長です。

竹内漁港漁場整備課長です。

次に、県土整備部でございます。

村館整備企画課長です。

永澤道路課長です。

苫米地港湾空港課長です。

古川都市計画課長です。

以上、本日の出席者を御紹介させていただきました。

本委員会の会議でございますが、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、委員10名中6名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しますことを御報告いたします。

議長につきましては、同じく委員会設置要綱第6第2項の規定により、委員長が務めることとされております。

それでは、阿波委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(阿波委員長)

それでは、早速でございますが、議事の方に入っていきたいと思っております。

まずは、議事に入る前に何点か確認させていただきます。

まず、本委員会の基本的な事項について、でございます。3つございます。

1つ目は、会議は委員会運営要領第3に基づき公開として開催します。

2つ目です。審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧いたします。議事録の公表にあたりましては、各委員の了解を得て行うこととなります。

3つ目です。委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様方の御協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、書面会議で開催しました第1回の委員会となりますが、書面の決議結果について、また、委員会の年間スケジュールについて確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料1を御覧いただきたいと思っております。

「令和2年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会（書面会議）に係る書面議決の結果及び委員長職務代理者指名の結果」でございます。

まず、書面議決の結果について、2番のところでございますけども、まず1つ目、(1) 委員長の互選について、議事1号でございます。こちらの方につきましては、表決の結果、全員同意ということで、阿波稔委員を委員長に選任することとして議決されました。

(2) として、令和2年度再評価対象事業の審議について、でございます。

こちらの方につきましては、議事の2号から議事の9号までありまして、いずれも表決の結果、全員から同意を得られまして、県の対応方針案のとおりということで議決されました。

2ページ目にいきまして、(3) になりますけども、議事10号、現地調査の実施について、でございます。

こちらの方につきましては、表決の結果、全員同意ということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を考慮して、今年度の現地調査は実施しないこととして議決されました。

最後3つ目になりますけども、委員長職務代理者の指名につきましては、青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第5第4項の規定によりまして、阿波稔委員長が大橋忠宏委員を委員長職務代理者に指名いたしましたところでございます。

続きまして、資料2の方で、令和2年度、今年度の青森県公共事業再評価等審議委員会の今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

第1回委員会につきましては、これまでお話しておりましたとおり、議決されたところでありまして、表の一番上のところにありますとおり、6月30日に開催通知をし、7月15日に書面表決書の提出をいただきまして、議事の1から3まで議決したところでございます。

第2回の委員会につきましては、本日、10月28日に開催いたしておりまして、再評価と事後評価について御審議いただくことになっております。

本日の議決結果を踏まえまして、意見書を作成させていただき、知事へ11月17日に提出する予定となっております。

第3回委員会につきましては、今年度末、2月頃に、来年度(令和3年度)の事後評価対象事業に係る事前整理といたしまして開催する予定となっております。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局から御説明いただきました第1回となります書面会議の結果及び年間スケジュールについて、委員の皆様方から御発言、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、そのように年間スケジュールで進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に本日の審議の進め方を確認します。

本日の議題は、お手元の次第のとおり、4項目でございます。

- 1つ目が再評価に関する意見書のとりまとめ
- 2つ目が事後評価結果の審議
- 3つ目が事後評価に関する意見書のとりまとめ
- 4つ目が来年度の事後評価対象事業の選定

となっております。

それでは、議事の1番目につきまして、書面会議により開催した第1回委員会において、委員会意見の対象となる8つの事業、全てを「県の対応方針(案)どおり」とし、また、「附帯意見はなし」とすることで議決しておりますが、これを踏まえた再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続いて、議事の2つ目です。事後評価結果の審議を行います。

事後評価は、事業完了後5年経過したものについて事業効果や環境への影響などを確認し、必要に応じて改善措置の検討を行い、今後の同種事業の計画、調査の在り方や事業手法の見直し等に反映していくものでございます。

昨年度のこの委員会において、3つの事業を選定しております。

担当課から事後評価の結果について説明いただいた後、その妥当性等について審議を行います。

その後、議事の3つ目でございますが、県で行った事後評価結果について、委員会として、再評価と同様、知事に提出する意見書のとりまとめを行いたいと思います。

最後に議事の4つ目です。来年度の事後評価対象事業の選定を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目、「再評価に関する意見書のとりまとめ」に入ります。資料の3をお開きください。

資料の3です。案と書いてございます。青森県公共事業再評価に関する意見というもので、令和2年、委員会の名称が表紙にされている資料でございます。

1枚目が表紙になります。

めくっていただきまして、2枚目が目次になります。

更にめくってください。3ページ目が、今年度、本委員会で審議しております8つの事業に対する委員会の意見の一覧になっております。

最後、2ページ目になります。

委員会の名簿と今年度の審議経過を記載してございます。

それでは、3枚目の委員会の意見、1ページ目にお戻りください。

先ほど、申し上げましたとおり、委員会の意見は、書面会議による第1回会議において、対象となる8つの事業、全てを県の対応方針案のとおりとして決議いたしました。

具体的には、御覧いただきますように、林道事業から道路改築事業の1番目から4番目までが県の対応方針案のとおり継続となっております。

5つ目の道路改築事業、国道279号の二枚橋バイパスです。こちらが、計画変更としております。

続きまして、整理番号の6番目から8番目までが、県の対応方針案のとおり、継続と記載しております。

また、各事業に対する附帯意見は、これまで委員の皆様方からございましたが、この8つの事業に対しまして、県の対応方針案のとおりとし、かつ附帯意見はないという形で委員会の意見を取りまとめたいと思いますが、委員の皆様方から加えて御発言、コメントがございましたらお願いいたします。よろしくお願いいたします。

改めて、何か御発言、コメントなどございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見はないということでございますので、原案のとおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。

どうもありがとうございました。

後日、委員の皆様方には、最終形の意見書をお送りし、確認いただいた上で、私と委員長職務代理者の大橋委員から知事へ意見書を提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事の2の事後評価の結果の審議を行います。

審議に入る前に事務局から事後評価全般についての説明をお願いいたします。

(事務局)

事後評価全体について御説明させていただきます。

事後評価につきましては、事業完了後、5年目の事業を対象としまして、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映するために実施するものです。

これまでの委員会において、事後評価につきましては、従来の費用対効果分析、B/Cだけではなく、「費用ではなく、むしろ期待された便益が得られたか」や「金銭価値化できないものを含め総合的にどのように評価していくか」が重要であるとの御意見をいただいております。

このため、昨年、平成31年2月14日に全般的な評価手法の見直しについて検討するために設置している「青森県公共事業評価システム検討委員会」を開催し、事後評価の導入の経緯や目的、これまでの実施状況、課題等を踏まえた当面の対応案について御了承いただいたところです。

具体的には、昨年度に引き続き、次に申し上げる事項について留意した上で、事後評価調書を作成したものです。

1つ目として、「公共事業評価の実施時期における事業費の増減理由」や「B/Cの算定項目ごとの増減額・増減理由」など、よくある質問・意見項目については、あらかじめ調書の中に記載する等内容の充実・工夫を図りました。

2つ目として、「事業効果の発現状況」については、金銭価値化できない効果、事業目的の達成度等につきまして、積極的に取り上げ、総合的な評価の検討に資するよう工夫いたしました。

3つ目といたしまして、「事後評価箇所状況写真」につきましては、関連する記載項目の欄の中で掲載し、記載内容をより分かりやすくするよう工夫いたしました。

4つ目といたしまして、最後に、次年度以降、同種事業の評価の際に参考となるような建設的なコメントを記載する等内容の充実を図りました。

以上のような観点から調書を作成しておりますが、本日の事後評価の審議において、更なる改善の必要性に関する御意見があった際には、来年度の調書作成作業の参考とさせていただきたいと考えておりますので、御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

(阿波委員長)

それでは、昨年度、この委員会で選定しました3つの事後評価の事業について、担当課から評価結果の説明をしていただいた後、その評価結果の妥当性等について審議を行います。

質疑応答は、事業ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、事前に南委員から御質問をいただいております。担当課から説明時にお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の順番に進めていきたいと思います。

まずは、個別事業の説明について、林政課から説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課治山・林道グループの開米といたします。よろしくお願いいたします。

事後評価調書の整理番号R2-1を説明いたします。

まず、本日配付資料の資料4の南委員から御質問いただいた件については、その該当する項目の時に説明したいと思います。

はじめに、1の事業概要です。事業種別は治山事業、事業名は復旧治山事業です。箇所名は三戸町の矢吹沢地区です。事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助、財源負担区分は国が

50%、県が50%になっています。

事業の背景・必要性について、当地区は、平成23年台風15号に伴う豪雨により林地が崩壊し、県道に土砂が流出する被害が発生いたしました。

溪流内には、大量の土砂が堆積しており、次期降雨により下流域の人家や県道に流下するおそれがありましたので、土砂流出を防止するための治山ダムや山腹工を施工し、地域の安全・安心の確保に努めたものです

主な事業内容は、治山ダム7基、山腹工0.66ha、護岸工44.3mです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、林野公共事業における事業評価マニュアルに基づきまして、治山事業の実施で土砂流出量の減少により得られる、土砂流出防止便益の1項目としています。

事業の実施経過は、事業着手と工事着手が平成24年度、事業完了は27年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価は平成23年度に実施し、当初計画においては、完了予定を平成25年度、総事業費を8,400万円としていました。

最終実績の事業費は1億5,200万円です。

計画変更の実施時期は、平成25年度に事業期間の延長と事業費の増額を行っています。

特記事項として、事業費の増の理由です。事業採択後の降雨により、溪流内に異常な堆積土砂など荒廃区間が拡大したことや、新たな山腹崩壊が発生したことから、治山ダム4基、山腹復旧面積0.36haが増えたため、事業費の増額と事業期間の延長が生じました。

次のページをお開きください。2の事業完了後の状況です。

社会経済情勢等の変化は、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。このような気象災害に対応したインフラ施設整備が急務となっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化は、費用対効果分析では、前回評価時より費用と便益が増加しました。総費用は現在価値化のための社会的割引率とデフレーターを反映したこと、土砂流出防止便益につきましましては、単価の見直しと算定基準年度の変更により、費用便益比が前回評価時8.9から今回評価時10.1に増加しています。

ここで、南委員から御質問のありました資料4の1ページ、質問の1、総事業費と総費用について、説明させていただきます。

御質問の調書の1ページの総事業費、先ほどの1億5,200万というのは、最終実績額となっています。

調書2ページ下段の費用便益比段の総費用、1億9,200万というのは、最終実績額1億5,200万円に社会的割引率4%を用いまして、令和2年を基準にして割り戻した現在価値化としていますので、増加したものです。この手法は、国が示した基準により算定しているものです。

次に事業効果と発現状況です。

金銭価値化が可能な効果として、土砂流出防止便益の効果としては、評価期間54年間ございますけれども、総便益19億4,000万を単純割して年間あたりの便益額を3,600万円と表記しております。治山事業の実施により、事業完了後に土砂災害がなく、事業目的がおおむね達成されたと考えています。

次に必要性に関するアンケート結果です。

治山ダムが「必要」、「おおむね必要」と回答した人の割合が合わせて86%で、達成度に関するアンケート結果では、事業目的が「達成」、「おおむね達成」と回答した人の割合が合わせて69%でした。

その他の効果として、防災意識度に関するアンケート結果では、災害発生時の対策について、「常

に考えている」が35%、「考えたことはない」「どちらとも言えない」が65%を占めておりまして、防災意識向上は、依然として大きな課題であると考えられます。

次のページを御覧ください。

事業により整備された施設の管理状況は、治山施設は県が維持管理しており、5年経過しましたが、施設に損傷等は生じていません。今後も定期的な点検を実施し、施設の機能維持に努めていきます。

管理状況に関するアンケート結果では、管理状況が「適切」「おおむね適切」と回答した人の割合が55%となっており、「適切でない」「あまり適切でない」の回答はありませんでした。

しかし、「どちらとも言えない」と回答した人が45%で、「どういうことを行っているのか分からない」という意見がありました。

事業実施による環境の変化は、県立自然公園であることから、山腹工の緑化では自然飛来する種子の定着による工法、また、治山ダム4基につきましては、前面へ木製型枠の採用によりまして、周辺植生や景観に配慮したほか、事業完了後では、森林への復元を図ることができています。

その他の環境の変化として、環境変化に関するアンケート結果で「良くなった」「やや良くなった」が合わせて54%で、「悪くなった」などの回答はありませんでした。

次に3のまとめの項目です。

改善措置の必要性について、事業の認知度のアンケート結果では、58%、半数以上の人々が認知してありました。

施設の改善点につきましては、「改善点がない」が24%で、「改善点がある」の10%を上回りましたが、「改善点がある」と回答した方から、「ダムが土砂でいっぱい」「早いものは1年たらずに埋まってしまう」との意見がありました。

このため、治山ダムの効果などをより理解してもらうため、地元説明会などを活用して、理解に努める必要があると考えております。

ここで、南委員から御質問のありました資料4の1ページ、質問の2の改善措置の必要性の記載内容について説明させていただきます。

地元説明会や広報紙等を活用して理解に努める必要があるとは、今後の同種の事業に対しての留意点です。これまでも、地元説明会は行っておりますが、これまで以上に治山ダム等の効果について御理解いただけるよう努めていきます。

資料の方に戻っていただきまして、再度の事業評価の必要性につきましては、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事業評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点では、同種事業の計画、調査の在り方につきましては、事業効果が十分に発現されており、地域住民にも認知していただいていることから、これまでと同様に被災状況に応じた事業計画を策定していきたいと考えています。

事業評価手法の見直しにつきましては、林野庁の林野公共事業における事業評価マニュアルに基づき、費用及び便益を算出しておりまして、事業評価手法の見直しは必要ないと考えています。

同種事業の内容・手法等の在り方につきましては、その他アンケートで治山事業への期待に関する意見が多くあったことから、同種事業の計画にあたっては、地域住民との意見交換や山地災害危険地区の周知を図り、森林の県土保全機能を高める治山対策の認知度を高め、災害に強い森づくりを積極的に進めていく必要があると考えています。

次のページをお開きください。今回実施したアンケート結果を4ページまで記載しております。

アンケートの対象は、事業箇所の下流域に所在する2つの地区、105戸を対象としておりまして、回収率は39%となっています。

詳細については、時間の関係から省略させていただきます。

5 ページを御覧ください。5 ページは、事業評価箇所状況写真、被災当時の状況です。

6 ページから7 ページは、左側が治山ダムなどの完成時の状況、右側は現在の状況写真で、周辺一体が緑地となっております。

8 ページは、今回の費用対効果分析説明資料です。

ここで、南委員から御質問のありました資料4の1 ページ、質問の3、便益が増加した主な項目と単価の変更内容について説明させていただきます。

土砂流出防止便益が増加した理由としましては、社会的割引率4%を用いまして、令和2年度を基準に割り戻した現在価値化としておりますので、過去分が割増したことが要因となっております。

また、単価につきましては、「林野公共事業における事業評価マニュアル」に基づきまして、算出因子が「1 m³の土砂を保全するために要する単位当たりの砂防ダム建設コスト」から「下流のダムに堆積した1 m³の土砂を除去するコスト」ということに変更になりまして、単価が1 m³あたり5,600円から4,115円にやや下がりましたが、全体への影響は少なかつたものです。これも、国の基準により示されたものに基づきまして算定しているものです。

以上で説明を終わります。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の林政課からの説明の内容について、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

南先生の方からいただいた御質問内容について、お願いします。

(南委員)

南でございます。

御丁寧に説明いただき、ありがとうございました。

1つ質問、1つ意見ということでお話をさせていただきます。

まず質問の方ですけれども、8ページの資料で現在価値化ってどうするんですか、という質問をした時に、社会的割引率4%を利用していますというんですが、すなわち、今年、100使ったら来年104、その次は1.04倍していくというようなことだと思います。

それで、まずコスト、1.5億が1.9億になったのは5年間で出ます。

併せまして便益の方、土砂流出の方ですね。これも同じように積算されています。デフレですか、多少入れていましたけども、こちらは1%か2%なのでそれほど利きません。

この事業でいきますと、単価は変わったけど大した差はない。すなわち、1.04の要素が利いていきますよというふうに解釈いたしました。

元々1.5億で作ったものと、便益に対して40億あったとすると、これが、どんどん、べき乗で効いてきますので、その差が広がっていきます。

最初の2ページ目に戻ります。参考資料という一番下のところです。

この便益を見ていきますと、4、8、10と評価するたび増えていきます。作ったらどんどん安全になっていって、先ほど言いましたように、社会的割引率が4%によって単にこれが増えているだけじゃないのかなともとれます。勿論、その他、細かな要因はあるでしょうけども。

砂防ダムを造って安心しているのは非常に結構なことなんですが、何か数値だけ見ますと、何かどんどんB/Cが増えていって、より安全なんじゃないのかなというふうにとられてしまいます。これは、どのように解釈すればいいということをお伺いしたというのが1点です。

それからもう1点、意見ということで話させていただきます。

現況の写真があったかと思えます。その2/3、ページでいきますと6ページの方が判っていたいただけるかなと思えます。

上から4枚目のところを御覧になっていただければと思います。

左側は完成した時の写真。それで、緑の線のところが右側、現在ということで、このようにやっていますよと。砂防ダムを造りましたので安心です、とも取れますが、それで緑のところが、草木が繁茂しておりますので、多分、これは山腹、山の方に木がついたというふうなことなんだろうと思います。

このダム、後ろに土砂が溜まって、その上に種子が付いて繁茂しているとも取れます。本当に大丈夫なのかなと。これを造っただけで安心しているようにもとれます。

これ、多分、山腹だと思いますけども、確かにコンクリート構造で安心はするでしょうけども、この写真、このまま出してしまうと、本当に大丈夫なのかなと、逆に不安になってしまいました。

ですので、このような砂防ダムを造る時には、できればダムの上流側から写した写真を出して、これだけここに砂を溜めるんですよと。あるいは、土砂災害があった時に、これだけ土を溜めましたよと。撮影した時期を書いて、上流側からも撮影をして、住民説明する時にここにこういった砂を溜めるんですよと、そもそも砂防ダムは砂を溜めることが重要ですので、構造物があることが重要ではありません。そういったことを強調するような資料を作られた方がよろしいのではないかなと思えました。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

担当課の方から追加で説明をお願いできませんでしょうか。

(林政課)

便益の方ですけども、資料の方の2ページ目、一番下の方の参考(費用便益比)欄です。

こちらの方、事前評価時4.14というふうにありますけども、最初は、災害防止便益と山地保全便益という、2つの便益が治山事業では多く使われています。山地保全便益というのは、治山事業によって土砂が流出する量が少なくなるという考え方です。

災害防止便益というのは、被災する人家であるとか、そういうものの被害想定額を便益とする評価ということなんです。

最初は、整備区域も少なかったもので、どちらか一方、大きい方を便益として採用するというふうなことになっていまして、最初の段階では、その被害想定額の方が大きかったもので、こちらを採用していて、こちらの方が少なかったということで4.14というふうに低かった、当初は低かったということなんです。

それで、25年度に変更した時には、ダムとか山腹面積、復旧面積とか大分大きくなりまして、それを比較すると山地保全便益というのが大きくなりまして、それで4.14から8.9に大きくなったというのが大きな要因です。

25年からR2年に、7年経ちましたけども、それは、先ほどの社会的割引率を反映した時による増加ということが大きな要因です。

それから、2ページ目の写真、6ページ目の上から4つ目の4号谷止工のダムと上の方の山腹工ということなんですけど、ここにつきましては、緑化というばかりではなくて、斜面が安定するように

緩やかな勾配に修正なりして、本当は、裸地の状態でも安定するような勾配に修正したりして、安定させる方法を取っております。

それで、表面が風化しないとか、浸食されないように緑化もして、安全に努めているということなんですけれども、その辺の工法につきましては、不安定な要素はないように配慮しているというのが実情です。

それから、写真の撮影の仕方については、確かに上流側からも撮影したものを示してあげると、住民の方にはもっと安心してもらえるのかなということで考えておりますので、それは、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

(阿波委員長)

よろしいでしょうか。

その他、何かありますでしょうか。

(森洋委員)

ちょっと話題が戻ってしまって申し訳ないのですが、そもそも、この3項目を選んだ理由がよく分からなくて。沢山ある公共事業の中からどのような要因でこれら3項目選んだのかということ、個人的にまず聞きたいというのが1つです。

次に、今の治山事業に関する質問なのですが、まず1つは、流路工という整理はしているのかということですね。

あとは、アンケートをとってらっしゃるようで、住民からダムの土砂が一杯だったと。これを言われると悲しいなというふうに個人的には思っていて、一層、砂防ダムというものは、どういふものかというのを住民に周知してもらって欲しいなというふうに個人的には思ったということです。ちょっと、意見も入っていますけれども。

以上です。

(阿波委員長)

何件、対象事業があったか、事務局の方で把握されていますよね。

昨年度の事後評価ではどれくらいの事業から選定しましたか。

(事務局)

昨年度の委員会では、平成26年度に完了した44事業のうちから3事業を選定しています。

今年度も3事業ですけれども、平成27年度に完了した39事業の中から11事業を候補として選び、今回の委員会で最終的に3事業を選定します。

(阿波委員長)

大体、毎年、3事業ぐらい事後評価をやっておりまして、それで、2年続けて同じ担当課にならないように分散させて、いろんな事業を評価していこうというのが1つございます。

もう1つは、やはり、今後も県の中でいろんな公共事業を進めていく上で、この事業について事後評価をやっておけば、それは将来の同種事業に対して活かせるのじゃないかというような、そういった事業ですね。3つを選んで次年度に評価をするというふうな流れです。

(林政課)

流路工の考え方ということなんですけども、当初は、流路工ということで、一番被害が大きかったところを計画した経緯はあります。

ただ、その後の詳細調査によりまして、土砂が出てきたところもしっかりした谷地形というんですか、沢が乱流する恐れがないような地形でございまして、そういった観点から、流路工は取りやめて、ダムを設置によって溪流自体を安定化させるというふうな手法をとっております。

それと、ダムの効用、ダムが土砂でいっぱいだとか、そういうことなんですけども、治山ダム自体というのは、その土砂が溪流の勾配が急になれば急になるほど土砂が出やすく、いろいろ浸食とか、そういうものが起こりやすいこと。

それで、治山ダムの設置によって、溪流自体、ダムが緩やかに修正することになります。そういったことによって、山地自体が安定化してくると、それによって、緑化して森林が生育していくというような基盤づくりを目指しております、治山ダムがいっぱいになることによって、溪流自体の勾配が安定していくと、こういった手法をとってきてございまして、これは、過去何年、何十年も続けてきた手法で、これまでの成果がありますので、そういった形で整備しております。

これが、なかなかすぐには理解してもらえないということがございまして、うちの方でもいろいろ、6月の梅雨時になりますと、山地災害防止キャンペーンとかでパンフレットを配布したり、ポスターを貼ったりして、そういうようなPRに努めていたり、啓発に努めていたりしているところです。

以上です。

(森洋委員)

ありがとうございます。

(阿波委員長)

その他、委員の先生方から。

はい、どうぞ。

(森淳委員)

この事業に限った話ではないのですが、先ほど事務局の方から、金銭価値化、費用対効果の算定方法の中で、金銭価値で表わすことができない効果もしっかりと評価していくというお話がありまして、それはまさにそのとおりだなと思っています。

その一方で、公共事業をやれば、やはりどうしても不経済というものも発生すると思います。これについて、事業主体がどのように取り組んでいるのか、できるだけそれを低減化するためにどのような対策をとっているのかということをしつかりと県民に示していくということも、また必要なのではないかというふうに思いました。

これは、この治山事業に限った話ではないとは思いますが。

以上です。

(阿波委員長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次に道路課から事後評価の結果について御説明をお願いいたします。

(道路課)

道路課でございます。よろしくお願いいたします。

評価調書の整理番号R 2-2をお願いいたします。

まず、調書の説明に入ります前に南委員から御質問をいただいておりますので、資料4を御覧いただきたいと思っております。

質問の内容ですが、事業効果の発現状況で金銭価値化が可能な効果として、大型車すれ違い困難区間の解消が防災便益として扱われているが、すれ違い箇所が何故防災便益となるのかということをお質問いただいております。

これにつきましては、道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要領において、追加便益項目の1つとして、防災便益、この中に通行危険箇所等の解消による効果というものが設定されております。

防災便益では、道路が整備されることにより、通行危険箇所が解消されるなど、防災等の効果が現れるケースがあり、大型車すれ違い困難区間の解消、異常気象時通行不能区間の解消、通行危険箇所区間の解消が図られることによる価値を便益として追加計上するものとされております。

災害時、大型車同士がすれ違えないということがございまして、緊急物資の輸送、その他いろいろな面で支障をきたす場合があるということから、大型車すれ違い困難区間の解消は、防災便益として認められているということでございます。

それでは、調書の説明に入ります。

事業種別は道路事業、事業名は道路改築事業、弘前田舎館黒石線（畑中工区）です。

事業方法としては、交付金事業で行っており、国からの補助金が65%、県の負担が35%となっております。

事業の背景・必要性を説明いたします。

当該事業区間は、藤崎町から田舎館村を經由し、平川市に至る弘前広域都市計画道路、3・4・12号、藤崎尾上線として位置付けられております。

本線沿線には、猿賀公園、盛美園などの観光施設、田舎館村工業団地、JR川部駅などが立地し、都市計画区域内における交通需要が旺盛であるとともに、地域間の連携強化を図る上で整備が必要であることから、本事業を実施したところです。

主な事業内容は、全体延長の1,500mのバイパス整備で、車道幅員は2車線で6.5m、片側歩道が3.5m、路肩・中央分離帯を含む全幅は13mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間の短縮、走行費用の減少、交通事故の減少、冬期間の走行速度向上、防災機能の強化を計上しております。

その他の効果としまして、地域間交流の促進、産業・観光分野の発展を支援、走行快適性の向上となっております。

事業の経過ですが、事業着手は、平成14年度、用地着手は平成16年度、工事の着手は平成17年度、事業の完了は平成27年度で、平成27年9月30日に供用を開始しました。

総事業費は、約12億6千万円となっております。

特記事項としましては、平成23年度に採択後10年経過により再評価を実施しておりまして、対応方針は「継続」、個別の附帯意見はございませんでした。

次のページ、2ページ目を御覧ください。

社会経済情勢等の変化の項目ですが、本事業区間を含む都市計画道路3・4・12号、藤崎尾上線の整備状況として、弘前田舎館黒石線（猿賀工区）490mが平成28年度に事業完了しております。

また、本事業区間と接続する常盤新山線（前田屋敷～畑中工区）1,200mが平成30年度に新

規事業着手しております。

藤崎尾上線全体で9,743mございます。このうち、約5割の5,086mを供用済みとしております。

次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化を説明いたします。

国土交通省発行の費用便益分析マニュアルの平成30年2月の改訂によりまして、車種別の時間価値原単位、走行経費原単位、交通事故損失額算定式を変更しております。

また、青森県道路課発行の道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱の令和2年3月の改訂により、地域修正係数を変更しております。

併せて、総事業費についても、実績に合わせて見直しております。

次に事業効果の発現状況でございますが、交通量配分結果から、走行時間短縮便益が22億7,500万円、走行経費便益が3億5,900万円、交通事故減少便益が5,200万円、冬期便益が6億500万円、防災便益が14億3,100万円となります。

その他の効果として、沿線の2市村に対し、アンケート調査を実施した結果をまとめております。

アンケート結果は、一般住民、企業関係、観光関連関係者の3つに分けて実施しており、アンケート結果は、この後、2枚めくった後から別紙として綴っております。

主な回答内容をこのページに記載しております。

①番の地域間交流の促進として、「五所川原方面からの通勤者も多く利用しているので、バイパスとしての役割を十二分に果たしていると思う。」「他地域との交流促進がなされている。」「藤崎、五所川原方面へ行きやすくなった。」との回答がありました。

次に②番、産業分野への貢献としては、田舎館村工業団地立地企業の68%が「産業発展上、役立っている。」、72%が「輸送時間の短縮が図られた」と回答しています。

具体的回答として、「平川、田舎館村、藤崎方面へのルートが繋がり、国道7号や五所川原方面の移動がスムーズになった」といった回答を得ています。

③番、走行快適性の向上については、地域住民の58%が、「事業目的が達成された」と回答しています。

また、田舎館村工業団地立地企業の76%が、「冬期輸送が楽になった」と回答しています。

具体意見として、「交通の便が良くなり、道路も広く走りやすくなったため。」といった回答が得られています。

続きまして、費用対効果分析について説明いたします。

費用便益B/Cは、再評価時の3.04から2.32へ減少しております。

これは、事業費の最終実績が9,300万円増加したこと。あとは、マニュアルの改訂などに合わせ、維持修繕費の見直しを実施したことから、総費用が計7億6千万円増加したことによるものです。

別紙、8ページが費用対効果分析説明資料となっておりますが、このページに概要を記載しております。

参考の下の表ですが、総費用Cは、前回評価時の平成23年度から令和2年度に現在価値化し、約20億円となっております。

総便益Bは、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの便益に冬期便益と防災便益を加えた合計を総費用と同様に現在価値化したもので、約47億円となります。

このことから、費用便益は2.32を計算しております。

次のページ、3ページをお願いいたします。

事業により整備された施設の管理状況、供用開始から5年経過した現在においても、交通の支障となるような道路管理上の問題は発生しておらず、また、別紙2ページの沿線住民向けアンケート結果

によれば、59%の方が「管理が適切に行われている」と回答していることから、おおむね適切な管理状況下にあるものと判断しております。

事業実施による環境の変化については、環境影響への配慮の効果発現状況としては、切り土や盛り土により植生地を改変した場所は、植生ネットを採用し、植生復元を図るとともに、低騒音、低排出ガス等、周辺環境へ配慮した建設機械の使用に努めました。

その他の環境の変化としては、周辺環境に関するアンケート調査の結果として、ダンプ等の大型車両がバイパスを通るから、騒音、振動が殆どなくなり、環境が良くなったという回答が得られています。

改善措置の必要性について、主な改善内容は、バイパスと村道との交差点に信号機の設置を求めるものでした。現状、一時停止標識により制御しておりますが、現地調査を行い、改善の必要性が確認できれば、今後、交通管理者と協議をして、対策の検討を進めたいと考えております。

再度の事後評価の必要性ということでございますが、バイパスとしての事業目的はおおむね達成されているため、本事業については再度の事後評価は必要ないというふうに考えております。

都市計画道路3・4・12号、藤崎尾上線の全線が開通した際には、かなりの交通転換が進むと予想されることから、全線開通の時点で都市計画道路路線全体としての事後評価を実施する必要があるというふうには考えております。

今後に向けた留意点について、同種の事業の計画・調査の在り方では、道路整備による効果が十分に発現しており、地域住民にも効果を認識していただいていることから、見直しの必要はないというふうに考えております。

事業評価手法の見直しということでございますが、マニュアル、要綱により、適切に事業の効果、環境への影響等を確認しておりますことから、今の時点で見直しの必要はないというふうに考えております。

同種事業の内容、手法等の在り方でございますが、達成度や改善点のアンケート結果の中で「藤崎方面まで完成しないと、事業の効果は少ないと思う」ということや、「工業団地まで伸ばして欲しい」「更には国道7号へ繋げて欲しい」といった、都市計画道路全体としての全線開通を求める意見が多く得られたことから、地域や路線全体で整備効果が早く発現できるように、計画的に道路整備を進めていく必要があると認識しております。

このことにつきましては、現在、本事業に隣接する工区について、平成30年度から道路改築事業を新規で立ち上げております。

これら、今、整備中の道路の全線開通に向け、引き続き計画的に道路整備を進めることとしております。

畑中工区の説明としては以上でございます。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の道路課の説明に対しまして、皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

南先生、回答内容については、よろしいでしょうか。

御発言がなければ、次の御説明に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

続きまして、河川砂防課から説明をお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課です。よろしく申し上げます。

整理番号R2-3、河川事業、堤川について説明させていただきます。

事前に南委員から御質問いただいておりますが、まず調書の方を説明した後に事前質問の方の説明をさせていただきたいと思っております。

調書の方を御説明します。

事業名は流域治水対策河川事業、箇所名は青森市の堤川です。

事業の背景・必要性といたしましては、自然環境の保全に配慮しながら河川改修工事を行い、堤川沿川の人家や田畑を洪水被害から守るため、本事業を実施しております。

主な事業内容としましては、築堤工19,955m、掘削工8,877m、護岸工14,939m、道路橋15橋、遊水地1箇所となっております。

想定した事業効果につきましては、次のページにまた出てきますので、後ほど説明させていただきます。

事業の実施計画につきましては、昭和43年に着手しておりまして、平成27年度の完了となっております。

公共事業評価の実施期間につきましては、平成10年度、15年度、20年度、25年度の4回、再評価を実施しており、いずれも対応方針は継続、附帯意見はなしとなっております。

総事業費は、当初計画時は254億7千万円に対して、最終実績額は335億6,700万円となっております。

次のページを御覧ください。

事業完了後の状況についてですが、社会経済情勢等の変化については、1つ目として、近年の気候変動に伴う降雨の激甚化や局地化により、全国各地で浸水被害が頻発しており、これら河川の災害対策及び治水安全度の向上は急務となっております。

2つ目として、近年の河川環境に配慮した河川整備に対する関心の高まりに対し、自然環境に配慮した河川整備が求められております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化としましては、平成25年の再評価と比較しまして、費用便益比は減となっておりますが、事業完了時の総事業費の増によるものです。

参考としまして、下の方に25年の再評価時と今回の費用便益比を添付しております。

費用便益比は、国土交通省のマニュアルに基づいて算出しており、総費用は、平成25年が1,106億8,800万円に対し、今回は、1,459億2,000万円。総便益は平成25年が4,484億7,900万円に対し、今回は5,092億400万円、その結果、費用便益比は、平成25年が4.05に対して、今回は3.49となっております。

また、ページの上の方に戻っていただきまして、事業効果の発現状況としましては、金銭価値化が可能な効果としては、洪水氾濫による被害防止効果があり、被害軽減額は2,710億9,300万円となっております。

その他の効果として、人身被害抑止効果と交通途絶による波及被害の防止効果があります。

住民向けのアンケート結果では、必要度については、90%の方が「必要であった」「おおむね必要であった」と感じており、9%の方が「どちらとも言えない」、1%に満たない方が「あまり必要でなかった」「必要でなかった」と感じておられます。

達成度については、浸水被害の解消について、72%の方が「解消された」「おおむね解消された」と感じており、26%の方は「どちらとも言えない」「分からない」、2%の方が「あまり解消されて

いない」「解消されていない」と感じております。

その他効果では、48%の方が「効果があった」と感じており、理由としては、「市民のスポーツや憩いの場となった多目的遊水地が活用されている。」との意見をいただきました。

次のページを御覧ください。

事業により整備された施設の管理状況としましては、定期的に河川巡視を行い、また適宜、雑木伐採や河床整備を実施しており、事業完了から5年が経過しておりますが、現在まで浸水被害は発生しておりません。

また、管理状況に関するアンケート結果では、61%の方が「適切」「おおむね適切」、29%の方が「どちらとも言えない」「分からない」と感じております。

10%の方が、「あまり適切ではない」「適切ではない」と感じており、理由としては、河道内の土砂や雑木の撤去が不十分という御意見をいただきました。

事業実施による環境の変化としましては、1つ目として、護岸は最小限に止めて、河岸を緩くして植生で覆うなど、河川が本来有している生物の生育環境や自然景観の保全に努めました。

2つ目として、護岸を実施する際は、環境に配慮したブロック製品を使用し、周辺との調和に配慮しました。

環境変化に関するアンケート結果では、33%の方が「良くなった」「やや良くなった」、62%の方が「どちらとも言えない」「分からない」と感じておられますが、5%の方が「やや悪くなった」「悪くなった」と感じられておられて、理由としては、野鳥や魚等の生物が昔に比べて少なくなったという御意見をいただきました。

まとめになりますが、改善措置の必要性としましては、工事等の改善点に関するアンケート結果では、17%の方が「改善点はない」、69%の方は「どちらとも言えない」「分からない」と感じておられますが、14%の方が「改善点がある」と感じられておられて、親水空間の整備等について、御意見をいただきました。

また、土砂や雑木の撤去についての意見もいただいておりますことから、定期的に行っている河川巡視や河川管理施設の点検、市町村の方々からの聞き取りを踏まえながら、状況に応じて土砂や雑木の撤去等の改善措置を取るように、地域住民の方から御要望がある場合は、意見交換を行いながら、適切な維持管理に努める必要があると考えております。

最後の事後評価の必要性につきましては、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されていると判断し、再度の事業評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点としましては、治水対策として十分に効果を発現しており、地域住民も効果を認識していただいていることから、今後も同種事業を行うにあたっては、これまでと同様に事業計画を策定し、住民説明会を開催して、住民の御理解を得ながら、事業を実施していく必要があると考えております。

その次のページからは、アンケート結果となっております、その次には費用対効果の説明と現地の写真等となっております。

それでは、事前質問をいただいておりますので、そちらの方の御説明をしたいと思います。

資料4の方、堤川につきまして、質問のまず1つ目が、事業による整備された施設の管理状況についてです。現在まで浸水被害は発生していないという記述につきまして、完成後に事業着手の時の昭和44年の被害に相当する降雨量があったのか。あるいは、完成後の最大降雨量はどの程度に値するのかという御質問につきまして、回答ですが、昭和44年の洪水時と比較可能な雨量観測地点は、気象庁の青森観測所だけになるんですが、そちらで比較しますと、昭和44年8月洪水時の24時間降水量は120ミリだったのに対しまして、本事業完了後5年間では、これに相当する降雨はありません。

んでした。

なお、この5年間ににおける最大24時間降水量は、平成30年5月の98ミリとなっております、これは、昭和44年洪水時の81.7%に相当する雨量となっております。

次にもう1つ、御意見をいただいている改善措置の必要性の中の今後も地域住民との情報交換を行い、状況に応じて改善措置を取るとともに、適正な維持管理に努める必要があるということにつきまして、定期的な土砂や雑木撤去等の管理、住民との情報交換をする予定はありますか、ということにつきましては、河川の維持管理における定期的な対応としては、河川パトロールや河川管理施設の点検、市町村からの聞き取り等になっております。

今後もこれらを踏まえながら、状況に応じて、土砂や雑木の撤去、また地域住民の方々の要望がある場合は、意見交換を行いながら、適正な維持管理に努めていく必要があると考えております。

説明は以上で終わります。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の河川砂防課の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

(南委員)

質問しました南でございます。

今の実績ですね。手を煩わせてしまったのかなと、調べていただきありがとうございます。

実際に被害のあった昭和44年に比べて、大体8割程度の雨量に対しては、防御と申しますか、守られていたというので、1つ安心はしております。

ただ、気になるのは、一番多かった平成30年の時の被害状況というのが、浸水があったのか、なかったのか。あったとしたら、どの範囲だとかというのがあれば、記録としては、ある程度、護岸ができたよというのをより裏付けられるのかなと。

そして、住民に今後似たような事業を説明する時に、こういった事業で抑えられましたよ、というような説明の資料になるのかなと思いますので、30年の時の被害状況のことも追加で残しておかれた方がよろしいかなと思っておりました。

新たな質問にお答えいただきたいのですが、今日、お話を伺っております、調書の2ページ目ですね、事業効果の発現状況という説明がございまして、上から3つ目になります。

金銭価値化が可能な効果ということで、まず1つが被害総額と出ています。

確認したいのはその次です。その他の人身被害抑止効果。それから交通途絶による波及被害の防止効果。この①、②、これは数値化しているものですか。それとも、ただ単に効果としてはあるけれども、数値化できないということなのですか。どうでしょう。それが1点です。

それから、写真の前にあります11ページ、費用対効果分析説明資料ということで、ちょっとイメージが湧かないのは、便益項目で残存価値というのは、どういったものを指すのでしょうか。前回の評価額と今回の評価額、同じですけれども、残存価値、一体どんなものをイメージすればいいのか教えていただければと思います。

以上でございます。

(河川砂防課)

まず、事前の御質問でいただきました中の平成30年5月が一番になるんですが、この時には、被

害は全く出ておりませんので、そういう意味では、完成後は被害が出ていないということで、そういったところは、これからもPRする場面があれば、していきたいと考えております。

次に調書の2ページ目の事業効果の発現状況のその他の効果につきましては、金銭価値化が、今のところできないということで、考え方としては、他にもこういった効果があるということで、挙げさせていただいております。

金銭価値化をしているのは、あくまでも上記の被害、いろいろな物的、不動産関係のそういったものの被害の軽減のみを指していることとなります。

最後の残存価値につきましては、お金をかけて造った施設ということで、物としての価値があるということで、こういった便益の中に算定するということになっていると。

(南委員)

すみません、今の話ですと、築堤工事をしたとか、築堤とか護岸が形として残るので、その施設の値段だというふうに考えればよいということですか。

(河川砂防課)

残存価値の正確な御説明について、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

(南委員)

はい、分かりました。

なぜ変わらないのかなというのがちょっと。

(阿波委員長)

その他、どうぞ。

(樺委員)

南委員の質問の2のところにもあったのですが、市町村からの聞き取り等、あと住民等の説明会についてお伺いしたいのですが、例えば、河川管理をされていて、国が管理している、私に関わっているのは岩木川とか馬淵川に関わっているのですが、沿川の市町村の方との、いわゆる協議会みたいなものを、国が管理している河川は全て設置をしているはずですよ。

これは、どういうことかということ、ハードで治水対策を全てするのは、もうこれはおそらく国としては無理であろうと。その、いわゆるソフトのところ、避難を徹底させるなり、日頃から情報交換をして、そういう被害を軽減するという、そういう考え方だというふうに伺っているのですが。

県としては、例えば流域の、この場合だと青森市ということになりますけれども、そういうところと何か定期的な協議会を設けているとか、何かそういうことはあるのでしょうか。

(河川砂防課)

お答えします。

ただ今、おっしゃられていたのは、減災対策協議会というもので、流域ごとに市町村と県と集まっているソフト、ハードの対策についていろいろ連携していくというものになっているんですが、県の方は、流域ごとだと、ちょっとあまりにも多くなりますので、ある程度、圏域に分けて、県内を4圏域に分けて、国と同じような形の減災対策協議会を設置しております。

ですので、青森市に関して言いましても、この青森の中で同じような協議会を立ち上げて、年1回、

定期的な会議をしております。

(森洋委員)

アンケートをされていまして、昭和42年以前、昭和60年と昭和63年、スパンが異なっているのですが、このアンケートの集計はどういうふうに行っているのかな、というのが1つ。同じ質問を50年前から行っているのかということです。

何が言いたいかという、非常に貴重な資料だと個人的には思っています、河川改修なんて、50年とか60年の長期の改修をしますよね。その間、住民がどういうふうに行っているのかということが、何となく、そういうものが見えないかなというふうに個人的には思っていました。

県のコメントとしては、今行っているアンケートについてのコメントだけなのですが、この長期的にこの50年前から行ったアンケートの結果の流れみたいなものに対して、何かコメントというか、そういうものを記載してもらえると、ありがたいなというふうに思っているということです。

以上です。

(河川砂防課)

アンケートにつきましては、今回のこの事後評価に係るアンケートとして行っているだけになっておりまして、事業着手時とかにアンケートとか、継続的にアンケートを取ってきたというようなことは、ちょっとございませんので、今回のアンケートだけということになります。

年度分けは、今、事業期間が50年近くかかっているのもありますので、住まれた時期をお伺いする上で、ある程度分けさせていただいております。

実際は、44年に大きな浸水があって以降、流域としての大きな浸水はなかったのもあって、アンケートの傾向は、そういった傾向があります。今回の事後評価に合わせてアンケートをしております。

(阿波委員長)

その他、いかがでしょうか。

(森淳委員)

住民説明会について教えていただきたいのですが、住民説明会をしたにも関わらず、親水空間の整備という要望が出てきたということなのですか。

勿論、説明会に全員が出席するわけではないと思うので、こういったことがあり得るのかなと思うのですが。

地域住民の要望の掘り起しというか、どういった意識で河川というものを捉えているのか、それを把握するためのワークショップみたいなものを開いているのか。

あるいは、どこで、こういう工事がされているという工場の説明会のようなものが行われているのか。そういったイメージが湧かないので教えていただければと思います。

自分たちが住んでいる地域のインフラ整備で、水環境がこんなにふうになるんだという、そういった意識が工事の前後でちゃんと浸透しているのかどうかを教えていただければと思います。

(河川砂防課)

我が方で、今、行っている事業説明会というのは、ある程度の事業をする工区といいますか、区間に分けて、その区間で事業に入る時にこういった事業をやりますという御説明をするのに地域の方を集めまして説明をしております。

次に説明するのは、用地、実際の計画がある程度できて、これから用地の御協力をお願いしますということで、また御説明をするような形になっているんですが、ワークショップといったような形では、今まではやってきておりませんでした。

(阿波委員長)

その他、いかがでしょうか。

これから、こういう河川整備事業、改修事業、益々重要になってくるのではないかと思います。そうしますと、これまでと同じような住民説明会なり、何らかの事業の進め方、ステップで良いのか。もっと何か別な、これから新しい水害に対して対応していくために、もっとやり方を変えていく必要があるのかということに対して、県の御意見、コメントがありましたら頂戴したいのですが、いかがでしょうか。

(河川砂防課)

確かに、この堤川も50年間、ずっとやってきているわけですけども。県としては、様々な機会、先ほどの市町村を集めた減災対策協議会、あるいはホームページとか、ちょっとした県の広報の時間を活用して河川のPRとかを活用して。それこそ、これからの時代ですので、先生がおっしゃるとおり、そういう住民にアピールする、事業の必要性を訴えていく取り組みというのは、必要であるというように認識をしております。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大分、時間も押してきてしましまして、とりあえず一通り担当課の方から事後評価結果について説明いただきましたので、この後、意見書の取りまとめに入っていくことになるのですが、その前に休憩を取りたいと思います。

10分ほど休憩を取りたいと思います。

私の時計で、今、39分ですので49分まで、10分間休憩を取りたいと思います。

よろしくをお願いします。

【10分間の休憩】

(阿波委員長)

お時間となりましたので、それでは委員会を再開いたします。

まず、はじめに、先ほどの事後評価の結果について、県の方から御説明いただきましたが、南委員の方から、最後のR2-3の整理番号につきまして御質問がありました。

それに対して、追加で県の方から説明があるということでございます。残存価値について、県の方からもう少し詳しい説明があるということでございますので、お願いいたします。

(河川砂防課)

それでは、説明させていただきます。

残存価値は、評価対象期間、便益を計算する期間が、施設が完了してから事業完了後50年間の便

益を計算しています。それが、便益項目の中でいう治水の部分の便益になっていまして、その50年間の便益を出しているんですが、それ以降も河川のいろいろな施設はそのまま残っているということで、それ以降にも残る施設の効果を現在価値化して便益として加えるというようなマニュアルになってございます。

前回と今回、事後評価でも金額が変わらないのは、完了年が27年ということで、同じ完了年で評価期間も同じ期間ですので、価値が変わらないということになっております。

以上です。

(阿波委員長)

南先生、よろしいでしょうか。ただ今の説明で。

ありがとうございました。

それでは、議事を進めていきたいと思えます。

続いて、議事の3でございませう。

事後評価に関する意見書のとりまとめについて、資料の5をお開きください。

1枚目が(案)と書いてあります。「青森県公共事業事後評価に関する意見」と書いてございまして、委員会名が記載されています。これが、表紙になります。

2枚目が目次になります。

3枚目と4枚目に事後評価対象の3事業の選定の理由、県の評価結果の概要、必要であれば、個別事業に係る委員会を記載する欄がございませう。

ページ番号、1ページ目が三戸町の復旧治山事業、めくっていただきまして、ページ番号、2ページ目が田舎館村の県道の改築事業、その下、整理番号の3番が、青森市の流域治水対策河川事業となっております。

以上の3事業の事後評価につきまして、最終的に委員会としての意見、コメントを付けるかどうか。もし、付けるとすれば、どのような内容にするかといったことを整理したいと思えます。

具体的には、この表の一番右側の公共事業再評価等審議委員会意見というところの欄に意見を付すかどうかということと、もし意見を付すことがあれば、どういった内容を付けるか、内容にするかといったことに対して、先生方、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思えます。

よろしくお願ひします。

少し、この資料を見ていただいて、御発言があれば挙手をお願いいたします。

県の評価結果の概要のところ、先ほどの調書からまとめた内容を抜粋して記載したものとなっております。

県の評価結果の概要のところは、先ほどの調書からまとめた内容を抜粋して記載したものとなっております。

高松委員どうぞ。

(高松委員)

3番の事業なんですが、最終的にアンケートでは、親水空間の整備、土砂の管理の部分と、そうではない計画的な部分が入っていると思うんですが、今後に向けた留意点に関して、これまでと同様にと書いてあるので、これまでと同様だと、計画的にはちょっとできないのかなと思うので、もう少し積極的な表現で書いていただけると、上の文章のように、答えられるのではないかと思えました。

お願ひします。

(阿波委員長)

担当課の方、いかがでしょうか。

最後の行ですね。今後に向けた留意点というところで、同種事業を進めるにあたって、これまで同様というところ、もう少し積極的なという、御意見、そういうお話でしたが、担当課の方で何か回答はございますか。

(河川砂防課)

河川砂防課です。

確かに委員のおっしゃるとおり、これまで同様という表現を書いております、進歩がないといえますか、従前とまるっきり同じ、世の中変わっているのに進め方が変わらないということです、今後に向けた留意点としては、どう周知を進めるにあたって、これまでと同様は削除いたしまして、住民説明会等を開催し、住民の理解を得ることを主眼においてとか、ちょっとそういうような言葉を、これまでと同様では、確かに委員のおっしゃるとおり、進歩がないですので、「これまでと同様」を取って、「住民説明会等を開催し、住民の理解を得て実施する」というふうに訂正させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(阿波委員長)

よろしいですか。

修正していただいて、よろしいですか。

(河川砂防課)

「これまでと同様」を削除しまして、住民説明会等、いろんな手段も考えられますので。

(事務局)

ただ今の御意見を踏まえて修正した文言を読み上げさせていただきます。

(プロジェクターに映した文章を読み上げる)

「今後に向けた留意点」です。

「同種事業を進めるにあたっては、住民説明会等を開催し、住民の理解を得た上で実施する必要がある。」という内容に修正させていただきました。

(阿波委員長)

他に御質問、コメント、御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど、高松委員の方からお話がありました、整理番号3番目の今後に向けた留意点の評価結果の概要を修正することといたします。

3事業全てについて、先ほどの修正を加えたものについて、県の評価結果については、異論がないということとして、特にコメントは付けないということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、異論がないということでございますので、そのように意見書をまとめたいと思います。どうもありがとうございました。

すみません、最後のページです。先ほどの意見書の最後のページには、再評価の意見書と同様に委員会の名簿とこれまでの審議の結果について記載してありますので、確認してください。ページ番号、

3ページになります。確認の方、お願いいたします。

それでは、再評価の意見書と同様に委員の皆様には、最終形の意見書をお送りいたします。

内容を確認いただいた上で準備が整い次第、私と委員長職務代理者である大橋委員から知事に意見書を提出したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて議事の4つ目に入ります。

来年度の事後評価対象事業の選定でございます。

まずは、選定の考え方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和3年度事後評価対象事業選定の考え方について御説明いたします。

お渡ししている資料の平成28年度完了事業一覧を御覧ください。

平成28年度の完了事業は、こちらの方に記載しております44事業になります。

このうち、資料の右肩部分に記載している事後評価を実施する事業を選定する際の選定基準に合致する部分が、濃い青色の部分となります。

再評価時に附帯意見を付された箇所は全て対象となりますけども、平成28年度完了事業については、1事業、港湾改修事業、港湾空港課の改修事業がございます。

その他、それ以外の選定基準といたしましては、先ほど、委員長の方からも少し御説明がございましたとおり、

①としては、再評価を実施したもの

②として、事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの

③といたしまして、その他の理由があるもの

例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業などが対象となります。

この①から③に該当する事業が多くある場合は、各課2事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものが、この薄い青色の着色部分になります。

この薄い青色の着色した選定候補を一覧表にまとめたものが、その次の令和3年度選定候補一覧の11事業になります。

箇所ごとに、具体的な事業を記載しているのが、次の公共事業事後評価選定候補調書になります。調書の内容につきましては、担当課の方から御説明申し上げます。

(阿波委員長)

それでは、担当課の方から順番に説明をお願いいたします。

まずは林政課からお願いします。

(林政課)

林政課治山・林道グループの開米です。林政課所管の候補地、2か所について説明いたします。

選定候補調書の1枚目を御覧ください。

整理番号R3の2番です。

はじめに、資料の差替えについて説明いたします。本日配付資料の最後に添付されている差替え資料の方を御覧いただきたいと思います。

差替え資料の方で、赤字にアンダーラインの箇所が修正箇所となっています。事業の背景、必要性の欄では、語句の訂正、整理をさせていただいております。想定した事業効果の欄は、金銭価値化が可能な効果として、山地保全便益を記載しておりましたが、正しくは、山地災害防止便益でしたので、

訂正させていただきました。

差替え資料により説明いたします。

事業種別は治山事業、事業名は予防治山事業、箇所名は平川市の葛川出口地区です。

事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は、交付金事業となります。財源負担区分は、国が55%、県が45%です。

事業の背景・必要性は、平成25年台風第18号による大雨で林地が崩壊し、市道等に土砂が流出する被害が発生いたしました。このため、崩壊した斜面を直接整備し安定させる山腹工を施工し、地域の安全・安心の確保に努めたものです。

主な事業内容といたしまして、格子状にモルタルを吹き付けして、地山の強化を図る法枠工などを採用した山腹工0.05haです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、林野公共事業における事業評価マニュアルに基づきまして、評価項目を山地災害防止便益の1項目として、家屋などの被害想定額を算定し、便益として評価しています。

事業の実施経過は、事業着手が平成27年度、工事の着手と事業完了は平成28年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価が平成26年度に実施して、当初計画では、完了予定が平成29年度、事業費は4千万円としていました。最終実績の総事業費は1,600万円です。

計画変更の実施時期は、事業期間中の変更はなく、実績精査となっています。

特記事項といたしまして、計画が変更になった理由として、詳細調査により安定している斜面を整備範囲から除いた見直しによる施工面積の減に伴う事業費の減となっています。

続きまして、2番目になります。配付済みの資料に戻っていただきまして、2枚目になります。

R3-8、整理番号のR3-8になります。

事業種別は治山事業、事業名は海岸防災林造成事業、箇所名は八戸市の下揚地区です。

事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助です。財源負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要として、当地区は潮風などの影響で海岸防災林が衰退したため、当事業により、植栽等を実施していましたが、平成23年東日本大震災の津波により、防災林の被災範囲が拡大しました。

このため、飛砂や強風被害などの機能を発揮させるために、当事業でクロマツ林の再生整備を実施したものです。

主な事業内容は、クロマツの植栽工12.63ha、強風や飛砂を防ぐための静砂工や防風工などです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、林野公共事業における事業評価マニュアルに基づきまして、飛砂軽減便益と潮害軽減便益の2項目とし、その詳細については記載のとおりとしています。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成21年度、事業完了は28年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価が平成20年度に実施しておりまして、当初計画では、完了予定が24年度、総事業費を8千万円としていました。最終実績の総事業費は、6億2,100万円です。

変更計画の実施時期は、記載のとおり、事業期間の延長と事業費の増額を3回行っています。

特記事項として、計画変更の内容として、事業開始後、東日本大震災の津波被害を受け、第1回目の変更は、林地の流出被害箇所による増加。

第2回目以降は、津波の浸水によりクロマツが枯死した範囲が拡大したことによる変更となって

います。

以上で林政課の説明を終わります。

(農村整備課)

続きまして、農村整備課です。整理番号はR3-15番になります。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は経営体育成基盤整備事業となります。

箇所名は五所川原市にある白山地区です。事業主体は青森県で、管理主体は白山溜池土地改良区となります。国庫補助事業を活用しまして、財源負担区分は国が55%、県が27.5%、五所川原市が10%、農家が7.5%となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、本地区の水田は、平成9年から14年に実施した県営戸沢地区担い手育成基盤整備事業によって、区画整理は実施済みでしたが、暗渠排水が未整備であり、排水不良のために耕作及び維持管理に多大な労力を要しておりました。

また、地域の高齢化が進んで、担い手が不足している状況にもなっておりました。

このような状況を改善するために、本事業で暗渠排水の整備を行うことによって、大型機械の導入による労働生産性の向上、転作作物の導入等による農業取得の向上を図るとともに効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地の利用集積を促進することとしたものです。

主な事業内容は、暗渠排水を73.4ha実施しております。

想定した事業効果は、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理節減効果となっております。

当初計画時は、平成25年度から27年度までの実施で、総事業費は、1億9,700万円でしたが、最終実績は、事業期間が平成28年度まで、総事業費が2億8,400万円となっております。

平成27年度に計画変更を1回行っておりまして、その内容は、暗渠排水の設置に当たって基盤に礫が混入していることが確認されたため、その前処理として、リッパーという爪の付いたブルドーザーで、その礫を左右に寄せながら、管を設置する溝を掘る作業を追加したこと、また、暗渠の設置後に田面に不陸が生じたため、その整地工を追加したことによって事業費が増となったものとなっております。

白山地区の説明は以上となります。

続きまして、整理番号R3-19について説明いたします。

事業種別は農業農村事業、事業名はため池等整備事業、箇所名等は弘前市の手代森地区、事業主体は青森県、管理主体は弘前北部土地改良区です。事業方法は国庫補助となります。

財源負担区分は、国が55%、県が33%、市が8.5%、その他として農家が3.5%となっております。

次に事業の背景・必要性です。

こちらのため池は古くからあったものですが、老朽化などに伴い、施設の一部で僅かに漏水が見られたことや洪水を下流に流す洪水吐の流水能力不足等、洪水となった場合に危険な状況になっていたため、災害を未然に防止するとともに、農業用水を安定的に供給することを目的に事業を実施しました。

主な事業内容はため池の盛り土部分にあたる堤体、延長約150mのほか、洪水吐を兼ねた取水施設1か所や、堤体下にある水を流す暗渠である底樋、延長約30mを改修したものです。

想定した事業効果として、作物生産効果、こちらはため池が整備されることにより、農業用水を確実に水田に供給し、干ばつ被害を防止する効果などを計上しています。

また、維持管理費節減効果、こちらは、老朽化した施設を改修することにより、施設管理者が管理に要した労力が節減される効果を計上しています。

災害防止効果、こちらはため池が決壊した場合に下流の農地や農業用施設などに与える被害が防止される効果を計上しています。

事業の実施経過について、記載漏れがありますが、事業着手が平成27年度、工事着手が平成28年度、1年で工事を終えまして、事業完了が平成28年度となっています。

事業の最終実績は、総事業費1億4,500万円で、当初計画の総事業費より1億7,000万円減となっております。

事業費減となった要因は、当初、簡易な土質試験に基づき、堤体強度を持たせるため、全面的に堤体の改良処理を行う必要があると想定していましたが、事業実施に当たり詳細な地質調査を実施した結果、堤体を全面改良しなくても、一部を改良することにより、所要の安全性を確保できることが判明したために、堤体の改良処置に要する費用を減としたことによるものです。

事業完成時の状況は、事業概要図のところに添付しております図面と写真のとおりで、写真の真ん中、右から左に灰色の部分が見えると思えますが、これがため池の堤体となっております。

以上で説明を終わります。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課施設整備グループの成田と申します。

私の方からは、漁港漁場整備関係の2件について説明いたします。

まず、整理番号R3-26の調書を御覧ください。

事業種別は水産基盤整備事業、事業名は水産流通基盤整備事業、箇所名は中泊町にあります小泊地区でございます。

事業主体、管理主体とも青森県と中泊町で、事業方法は国庫補助、財源・負担区分につきましては、県営分は国が3分の2、または2分の1、県が3分の1、または2分の1でございます。

事業の背景・必要性ですが、本地区は、低気圧等の波浪時に港内の静穏度が悪いほか、漁港から主要道路までのアクセス道路が急こう配、急カーブであり、漁獲物などの運搬に支障をきたしております。

また、漁場が遠く、燃料代などの経費が負担となっていたため、漁業活動での労力軽減などが必要となっております。

このため、外郭施設及び輸送施設、漁場施設の整備などにより、漁業活動の安全性及び効率性の向上を図ったものです。

主な事業内容は、第3南防波堤などの外郭施設やマイナス4m岸壁などの係留施設、橋梁などの輸送施設などです。

想定した事業効果としましては、水産物生産コストの削減効果として、防波堤の整備による港内静穏度の向上での漁船被害の解消などを漁獲機会の増大効果としまして、同じく静穏度の向上による出漁日数の増加などを計上しております。

事業の経過としましては、平成14年度に着手し、28年度に完了しております。

この間、公共事業評価の実施時期と特記事項に記載しましたとおり、平成18年度と23年度に再評価を実施しており、いずれも継続と評価され、附帯意見は付されておられません。

計画変更でございますが、事業に着手した後、台風や大型低気圧で起きた波が防波堤を越え、漁船の被害が発生するなどしたため、防波堤の嵩上げ改良を追加したほか、東日本大震災を契機に主要な陸揚げ岸壁の耐震、耐津波対策を追加するなどの計画変更をしており、当初計画に比べて期間が延長し、事業費が増えております。

事業概要図は、津軽半島の中泊町の権現崎を中心に、本事業で整備した漁港などの位置関係を示し

ております。

1枚めくっていただきますと、県が整備いたしました漁港の各施設の具体的な施設と位置を赤色で示した平面図となっております。

小泊地区の説明は以上です。

続きまして、1枚めくっていただきまして、整理番号R3-29、事業種別は漁港海岸事業、事業名は海岸保全施設整備事業、箇所名は、むつ市にあります大畑漁港です。

事業主体及び管理主体は青森県で、事業方法は交付金、財源負担区分は、国が50%、県が50%でございます。

事業の背景・必要性ですが、本海岸の背後には、人家の密集と地域にとって主要なアクセス道として利用されておりました国道279号があり、低気圧等の波浪時には、護岸からの越波で背後の人家や国道の一部が浸水する被害が発生しておりました。

このため、人工リーフと離岸堤を整備し、越波浸水被害を防止することで海岸背後地の生命、財産の保全を図ったものです。

主な事業内容は、人工リーフが4基で合計620m、離岸堤が1基で191.8mです。

想定した事業効果は、浸水防護便益としまして、護岸からの越波が解消し、背後の人家、約50戸への浸水被害がなくなる効果です。

事業の実施経過としまして、平成22年度に着手し、平成28年度に完了しています。

計画変更の実施時期としては、当初は、人工リーフ6基を新設する事業計画を策定しましたが、事業着手後の詳細な設計時に住民参加型のワークショップを開催しまして、漁業者や背後住民の意見を反映させた人工リーフの位置や断面とした結果、離岸堤とのハイブリット式の人工リーフ4基と一般的な離岸堤1基の計画に平成24年度に変更しております。

実績の事業費は、既存の消波ブロックを一部流用するなど、コスト縮減を図った結果、計画事業費に比べて減となっております。

事業概要図には、整備したハイブリット式の人工リーフと離岸堤の位置を赤色で示した平面図を記載しております。

大畑漁港海岸の説明は以上です。

これで漁港漁場整備課からの説明を終わります。

(道路課)

続きまして、道路課から事業2件の説明をいたします。

選定候補調書の整理番号R3-30から御説明いたします。

事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、箇所名は弘前田舎館黒石線 猿賀工区、平川市での事業となっております。

事業手法については、交付金で実施しておりまして、国65%、県35%の負担割合となっております。

事業の背景・必要性といたしましては、本事業は、先ほども説明いたしました弘前広域都市計画道路3・4・12号、藤崎尾上線の一部として位置づけられているもので、当該工区は幅員が狭小で歩道未設置区間であることから、車両のすれ違い困難や歩行者の安全確保が課題となっております。これらを解消するための現道拡幅事業を実施したものです。

主な事業内容は、計画延長942mの道路で、車道計画幅は5.5m、歩道片側に設置しており、路肩を含む全幅で9.5mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間の短縮、走行費用の減少、交通事

故の減少、あとは冬期の走行速度向上、防災機能の強化を検証しております。

その他、考えられる効果としましては、観光分野発展の支援、走行快適性の向上が想定されます。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成15年度、用地着手及び工事着手は平成16年度、事業完了は平成28年度で、平成26年3月に供用開始しております。総事業費は約3億3千万円となっております。

総事業費が再評価時の5億5千万円、当初計画時8億円から3億3千万円減少した理由といたしましては、計画幅を当初は16.5mから全幅で9.5mに計画を変更して見直したことによる工事費の減少でございます。

特記事項としましては、平成24年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続、個別の附帯意見はございませんでした。

猿賀工区については、以上でございます。

続きまして、県道改築事業、R3-31番でございます。

事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、箇所名は九艘泊脇野沢線、脇野沢工区、むつ市での事業となっております。

事業手法については、同じく交付金で実施しております。国65%、県35%の負担割合でございます。

事業の背景ですが、本路線は、むつ市、旧脇野沢村になりますが、九艘泊地内を起点とし、同市、脇野沢本村の国道338号に接続する道路となっております。

当該地域には、むつ市脇野沢庁舎や診療所、小中学校が立地する地域となっております。本路線が九艘泊からの唯一のアクセス道路となっております。

当該工区は、幅狭小、急こう配、急カーブの隘路区間となっております。走行安全性や歩行者空間の確保が必要であることから、バイパス事業を実施したものでございます。

主な事業内容は、計画延長1,147m、車道計画幅は6m、歩道を両側に設置しております。路肩を含む全幅で16mとなっております。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果としては、走行時間の短縮、走行費用減少、交通事故の減少、冬期間の走行速度向上、防災機能の強化を計上しております。

その他の効果としては、走行快適性の向上や歩行者の安全確保が想定されると考えております。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成6年度、用地着手は平成9年度、工事着手は平成10年度となっております。事業完了は平成28年度でございます。

当初計画では、平成6年度から平成25年度の実施予定で、総事業費20億7千万円という予定でございましたが、平成25年度の第2回再評価時に事業完了を平成25年度から平成28年度に、また総事業費を19億6,100万円に減額し、最終実績では20億700万円となっております。

特記事項としましては、平成20年度、平成25年度に再評価を実施しておりますが、対応方針は継続、個別の附帯意見はございませんでした。

道路課関係の事業、2件の説明は以上でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課砂防グループの宮下と申します。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

整理番号R3-37番の調書を御覧ください。

事業名は上山形沢火山砂防事業です。

市町村は黒石市で、事業方法は交付金事業、財源は国と県の負担となっております。ここで、大変申

し訳ありませんが、国50%、県50%と書いてありますが、国55%、県45%の間違いでございました。大変失礼いたしました。

次に事業の背景・必要性ですが、上山形沢は、流域内に崩壊地が多く、降雨時には不安定土砂が土石流となり、流下する可能性が高い状況でした。

そのため、被害想定範囲内の人家と国道、市道を土砂災害から守るため、本事業を実施しています。

主な事業内容は、砂防堰堤1基の整備です。

想定した事業効果は、人家等への直接被害抑止、人身被害抑止、公共施設等への直接被害抑止、人命損傷に伴う精神的被害抑止、交通途絶及びライフライン切断による波及被害抑止、営業停止波及被害抑止としています。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成22年度、事業完了は平成28年度です。

次に公共事業評価の実施時期ですが、事前評価を平成21年度に実施しており、当初の事業期間は、平成22年度から26年度までの5年間、総事業費は2億300万円でした。

計画の変更の実施時期は、平成24年度に計画変更を実施しており、変更内容は特記事項欄に記載してありますとおり、堰堤の基礎部の地質が想定より脆弱であったことから、堰堤の安定のため、堰堤底幅を広げたことであり、コンクリート量の増加などにより、事業費は3億1千万円に増額し、事業期間は平成28年度まで2年延長しています。

下段の航空写真において、濃い青い線が上山形沢であり、水色の線が浅瀬石川と支川の中野川です。ピンク色で表示している被害想定範囲には、人家、国道、市道があり、土砂災害から守る必要があるため、赤い着色で表示した砂防堰堤を整備しています。

次の事業です。

整理番号R3-38番の調書を御覧ください。

事業名が長崎区域急傾斜地崩壊対策事業です。

市町村は黒石市で、事業方法は交付金事業、財源は国と県と市町村の負担となっています。

事業の背景・必要性ですが、長崎区域は、崖の高さ約15m、傾斜度約41度の急傾斜地で、過去に斜面崩落が発生し、豪雨時には大崩落に拡大する恐れがありました。

そのため、被害想定範囲の人家17戸を土砂災害から守るため本事業を実施しています。

主な事業内容は、法面对策工の連続繊維補強土工、現場打吹付法枠工とグラウンドアンカー工です。

想定した事業効果は、人的被害軽減、人家等への直接被害軽減、公共施設・道路への被害軽減、交通途絶による迂回損失の被害軽減、土砂災害に対する安心感向上としています。

事業の実施経過ですが、事業着手は平成15年度、事業完了は平成28年度です。

次に公共事業評価の実施時期ですが、平成24年度に再評価を実施しており、対応方針は継続で、個別附帯意見はなしとなっています。

計画の変更の実施時期ですが、平成25年度に計画変更しており、変更内容は特記事項欄に記載してありますとおり、軟弱な地層が厚く存在する区間があったことから、その区間の工法を当初の連続繊維補強土工から現場打吹付法枠工とグラウンドアンカー工の併用に設計変更したことであり、工事費が増加したことにより、結果として、事業期間は平成28年度まで6年延長し、事業費は最終実績で3億8,600万円に増額しています。

下段の全景写真と平面図において、青い線は、急傾斜地崩壊危険区域であり、茶色の点線は、被害想定範囲であり、赤い着色部分が法面对策工の施工部分です。

以上です。

(港湾空港課)

続きまして、港湾空港課です。

整理番号R3-43でございます。

事業種別といたしましては港湾事業、事業名は港湾改修事業及び港整備交付金事業でございます。

事業箇所といたしましては、下北郡東通にございます尻屋岬港の第2ふ頭地区でございます。

事業主体及び管理主体は、どちらも青森県でございます。

事業方法といたしましては、着手当時は、港湾改修事業として実施しましたので国庫補助事業、途中から港整備交付金事業に移っておりますので、その時は交付金事業になってございます。

財源、負担区分といたしましては、国庫補助、交付金とも、国40%、県47.5%、一部市町村からも負担金をいただいております、市町村負担が12.5%になってございます。

事業の背景・必要性といたしましては、尻屋岬港は、昭和26年に避難港に指定されており、背後にセメント工場や石灰石採掘企業が立地してございます。セメント、石灰石の搬出やセメント製造の時に使用いたします熱源量となります石炭・コークス等の搬入に利用されている港でございます。

平成6年に船舶の大型化や石炭等の輸入増加に対応すべく新たな5千トン級岸壁、水深7.5mの岸壁でございますが、これを供用開始して効率的な取扱いが可能となったところですが、港内静穏度及び避泊可能水域が十分確保されていなかったことから、防波堤整備に着手したものでございます。

主な事業内容といたしましては、防波堤の（東）が200m、防波堤（西）が220mでございます。

想定した事業効果といたしましては、金銭価値化が可能な効果といたしまして、船舶の大型化に伴う港内転換貨物による海上輸送費用削減の便益、防波堤整備に伴う代替港からの転換貨物の陸上輸送削減便益。ここ、避難港でございますので、海難回避便益の便益を見込んでおります。

その他の効果といたしましては、静穏度向上による岸壁等における荷役時の安全性向上。静穏度向上による港湾利用者が負担する滞船料の軽減などを想定してございます。

事業の実施経過といたしましては、平成4年度に事業に着手いたしまして、平成28年度、事業完了してございます。

公共事業評価の実施期間といたしましては、下の特記事項と併せて御説明いたします。

再評価は、事業着手後3回行ってございます。平成13年度、平成18年度、平成23年度の3回やってございます。3回とも、対応方針といたしましては継続でございましたが、平成18年度の再評価時に個別附帯意見が付いてございます。

その時の附帯意見、主に2つあるのですが、1つ目といたしましては、より一層のポートセールスに努め、利用者の増加を目指すことが必要ということ。

2つ目といたしましては、ここは避難港でございますので、その避難港の役割が十分機能するように関係機関と調整を図ることが望まれる。

以上の2つが附帯意見として付いてございました。

事業費が当初の55億から完了時、約40億に減少している理由といたしましては、ここは、防波堤の形式がケーソンタイプでございますので、そのケーソン製作の効率化に伴い事業費が削減されたことによるものになってございます。

調書の説明としては以上になります。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

以上で11事業の説明を担当課の方からしていただきました。

ただ今の説明を踏まえまして、来年度の事後評価対象事業を3件選定したいと思います。

なお、選定にあたりましては、事業や担当課に偏りがないよう、全体的なバランスにも配慮して選定したいと思います。

例えば、今年度、事後評価を実施していただきました対象事業の担当課を外すとか、そういった形で担当課に偏りがないよう検討していきたいと思います。

担当課からの説明に対しまして、御質問などがございましたらお願いいたします。

なお、施設の利用状況、管理状況、環境への影響等に関しては、これから選定された後に詳細な調査・分析を行うこととなりますので、現段階では、必ずしも十分な御質問にお答えできない場合もございますので、予めご了承いただければと思います。

それでは、質問、コメントございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

R3-43の港湾事業について、よろしいでしょうか。

附帯意見が付されているということで説明いただきましたが、この想定した事業効果の中に、そもそもこの港湾整備によって利用者が増えたとか、貨物量が増えたということは、事業効果の中には、当初、見込んでいないということでよろしいでしょうか。いなかったということでよろしいでしょうか。そういったことを事業効果として見ていく必要があるのかどうかということを教えていただきたいと思います。

(港湾空港課)

ポートセールスによる効果を見込んでいるかどうかに関しましては、ここは、ポートセールスというよりは、使用している企業が主に2社でございます。2社ですので、ポートセールスというよりは、企業さんが使いやすいように港湾管理者として、使いやすい港を整備していくというのを目指してやっております。

(阿波委員長)

どの程度の貨物量を扱っているかということは、調べれば分かるわけですね。

(港湾空港課)

はい、貨物量推移に関しましては統計を取っておりますので、それをお示しすることはできます。

(阿波委員長)

その他、いかがでしょうか。

(南委員)

R3-29、漁港漁場整備課の大畑漁港、むつ市での事業についてお尋ねします。

県内初の複合断面、住民参加のワークショップでということがありますが、2つほど教えていただければと思います。

まず1つが、説明の中に「ハイブリット」という言葉がありました。人工リーフと離岸堤のハイブリットという言葉がありまして、図面を見ますと、1基あたり170mあるのですが、このハイブリットというのは、例えば、170mのうち100mを人工リーフにして、70mを離岸堤という意味なのか。

それとも、例えば、沖側を離岸堤にして、岸側を人工リーフにして、170mを岸・沖で分けた。どっちの意味でのハイブリットかというのが1点です。

それからもう1点、もし分かったら教えていただきたいのは、この住民参加のワークショップ、何

回実施して、何名ぐらい参加したのか、もし分かったら教えてください。

(漁港漁場整備課)

お答えいたします。漁港漁場整備課です。

まず1つ目の御質問の構造につきまして、私共からハイブリット型の人工リーフということでお伝えしましたところですが、これは、沖側が人工リーフ、岸側に背の低い離岸堤タイプのコンクリートブロック積みとして、それぞれの良い点を組み合わせた構造としております。

もう1つの御質問でありますワークショップの開催回数と出席された方々でございますが、ワークショップは、あわせて3回開催させていただきました。地元住民の方々は、最大で20名ほど、その他、漁協、漁業者、漁業者の中には地元住民の方もおりますので重複しておりますけれども、あとは県と所在しますむつ市の方で開催しております。

(阿波委員長)

その他、御質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

御質問がなければ、この中から3事業ですね、選定していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど御説明いただきました11事業の中から3事業、次年度の事後評価の対象事業として選定したいと思います。

資料、戻りまして、選定候補一覧という資料を御覧ください。令和3年度選定候補一覧という資料がございます。

先ほどの港湾空港課の事業につきましては、再評価時に附帯意見が付けられているということでございましたので、こちらについては、事後評価をやっていただいた方がよろしいのではないかと。その後の港湾事業の運用状況、また利用状況等、調査していただいて評価いただくということで、事後評価をやっていただいたらどうかというふうに思っております。

それを1つ、選定するということとしますと、残り2つの事業を選ぶということになります。

委員の皆様から、この事業について事後評価をやってはどうかという御提案がありましたら御発言をお願いします。

南先生、何かございますか。

(南委員)

今回、11件の事業の説明を伺って、個人的に思ったのは、まずは、先ほどからありますように広く各課から意見を聴くということで、今回は6つの課から出ておりますので、今日3つありましたので、必然的に港湾空港課、それから農村整備課、それから漁港漁場整備課になるのかなと思っております。

港湾空港課、気にしておりましたが、附帯意見が付いていたのが平成18年で、23年はなしということなのですが、先ほど委員長からありましたように、その後も是非聞きたいと思ひまして、港湾空港課は是非加えていただきたいなというのが1つ目です。

残り2つですけれども、繰り返しになりますけれども、広くということで、農村整備課と漁港漁場整備課の2つということになるかと思ひます。

まず、農村整備課ですけれども、15と19、2つありまして、どちらも非常に興味がある内容ですけれども、どちらかを選ぶということになると、個人的な意見なのですが、溜池の方を聞いてみたいと思っております。と言いますのは、昨今、洪水被害とかありまして、ダムだ、河川だと合わせ

まして、いろいろと見直されているところがありますので、県としてもそうなのかなということで、19番はどうかと考えておりました。

3つ目ですけれども、26と29、漁港漁場整備課2件ですけれども、まず、小泊の方ですが、金額は非常に大きいのですが、どちらかというと、多分、工事中の越波というのは、多分、気象条件が大きくなったための構造物の整備ということなのかなと思って、金額は大きいのですが、工事内容としては、ちょっと言葉が悪いのですが、よく知られた構造なのかなと思っておりました。

それに比べまして、先ほど質問させていただきました29番、海岸保全ですが、住民が参加しているということと、県内初の構造形式ということで、これは、今後、青森県の他の事業に応用できるのかなと。住民の意見を取り込むとか。それから構造ですね、リーフを使っているというふうに、離岸堤にリーフを使っているということでの越波対策に使われるということで、どのような経緯で進められて、どんなことがあったのかなということに興味があるところなので、私としましては、29番。

整理しますと、港湾空港課の43番、農村整備課の19番、漁港漁場整備課の29番の3つかなと思っております。

(阿波委員長)

貴重な御意見、ありがとうございます。

その他、委員の皆様から御発言、ありませんでしょうか。

溜池事業もこれから重要な事業となってくると思いますので、事後評価をする意味は大きいだろうと思います。

いかがでしょうか。

御提案、御発言ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、意見がないということでございますので、先ほど、南委員の方から御提案がございました、整理番号でいいますと、R3-43の港湾空港課。もう1つが19番の農村整備課。最後が29番の漁港漁場整備課の3件の事業について、次年度事後評価を行っていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そのように委員会として決定いたします。

それでは、最後になりますが、事後評価につきまして、先ほど、事務局から説明がありましたとおり、昨年度から調書の記載内容を含め、様々工夫いただいております。

これから、この事後評価というのは、県の公共事業等も進めていく上で、やはり参考としていく上では重要な評価であろうと思っております。

やはり、今後とも、より良い事後評価となるよう、調書等、書き方を改善していくということも必要じゃないかと思っています。

そういった観点から、委員の皆様から、もしこういった改善が必要ではないかということで御意見がございましたらお聞かせいただければ幸いです。

いかがでしょうか。

今日、この場で御発言いただければありがたいと思います。

3回目の委員会で事後評価の進め方、アンケートの内容についての整理をすることとなるんですけども、その中でお話にいただいても構いません。

よろしいでしょうか。

事前にお話しておいた方がよいということがありましたら、コメントいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見がないようですので、事後評価に関しては、とりあえず次年度、このような流れで進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

また、今年度も昨年実施しましたように、ただ今選定されました3つの来年度の事後評価について、3件の事業について、事前整理をする場を設けたいと思っております。

事前整理を行う第3回の委員会の開催日程につきましては、別途、事務局で調整するという事となりますので、よろしくお願いいたします。

長い時間となりましたが、以上で本日の審議事項は全て終了しました。

事務局にお返しいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、次第の3、その他について、事務局の方から事務連絡がございます。

本日の配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

先ほど、阿波委員長の方からお話がありました、来年度の事後評価対象事業の事前整理を議題にする第3回委員会の開催につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況なども勘案いたしまして、書面による開催等も念頭におきながら、状況に応じてということになりますけれども、改めて日程調整させていただいた上で、後日、詳細をお知らせいたしまして開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日は、長時間にわたりまして本当にありがとうございました。

これをもちまして、第2回委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(了)